

## 令和5年度大磯町教育委員会第3回定例会議事録

1. 日 時 令和5年6月15日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時44分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
植 地 直 子 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
北 水 慶 一 生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長  
柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長  
須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹  
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 トーリー 二葉 委員  
末 續 慎 吾 委員  
熊 澤 香 織 生涯学習課副課長
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項  
議案第5号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について  
議案第6号 令和6年度教科用図書の採択における採択地区について
7. 協議事項  
協議事項第1号 大磯町立学校に係る学校部活動の方針について
8. 報告事項  
報告事項第1号 令和5年第2回（6月）大磯町議会定例会について  
報告事項第2号 大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について  
報告事項第3号 OISO BOOK MARCHE in 大磯町立図書館の開催結果について  
報告事項第4号 大磯町郷土資料館の臨時開館について  
報告事項第5号 大磯町郷土資料館本館の臨時休館について
9. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度大磯町教育委員会第3回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件、協議事項1件、報告事項5件でございます。

本日は3名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

### 【令和5年度第2回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和5年度第2回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和5年度第2回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和5年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、5月定例会から本日までの間に、教育長が専決した事項、教育長に委任された事務はございませんが、一点、報告をさせていただきます。

6月9日に起きた小学校の事後聞知火災についてです。

まず、このたびの事後聞知火災により、国府小学校の児童や保護者の皆様、町民の皆様、消防、警察など、多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びいたします。

6月9日金曜日の午前8時55分頃、大磯町立国府小学校の第2音楽室において壁の一部にこげた痕、縦50センチ、横15センチが見つかりました。

原因については、現在、大磯町消防署が調査しているところですが、近くにあった電気ストーブが原因ではないかと教育委員会では考えております。既に鎮火していたことから消防による放水はなく、教育活動についても通常どおり実施いたしました。

なお、今回の件を受け、各学校に対し、学校施設の安全管理の徹底を指導させていただきました。今後も経営者会議等、機会を捉えて再発防止に向けた指導をしていきたいと考えております。

本日の報告は、以上でございます。

### <質疑応答>

濱谷委員) この件に関して、課長のほうから電話でこういう事案がありましたという報告を受けました。電気ストーブが出火原因というふうになっておりますけれども、もう少し具体的に、その日は寒かったのか。ちょっと私は記憶がないので、電気ストーブがなぜ音楽室のところで使われていたのか、その辺だけちょっと明らかにしていただければ。

学校教育課長) 詳細は調査中ですので、すぐにお答えできないんですけども、4月頃、音楽の先生が、ピアノの先生なので手を温めるために使ったことがあるという話は聞いており

ます。ちょっとそれ以外のことは、現在調査中です。  
濱谷委員) 分かりました。了解いたしました。

**【議案第5号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】**

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第5号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第5号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、本文については省略いたします。令和5年6月15日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第5号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期が令和5年6月30日で任期満了となることから、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第5号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間となっており、この6月30日で任期満了となります。

任期満了に伴い、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則中、第4条に「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない」とありますので、今回、提案させていただく委員の中には、再任の方もいらっしゃいます。

4ページは、今回の改選前における、いじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。このうち、再任となりますのは、古谷泰宏氏、芳川玲子氏、古屋茂氏、竹内清氏、猪股誠司氏でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 任期が6月30日までということですが、再任をされる先生たちもいらっしゃるということでした。

今、大磯町が抱えているいじめ問題で、第三者を入れた調査委員会が発足をするということがあります、この場合、今の、現行の委員の方が任命をされ、そしてそのまま引き続いて調査にあたっていくという、そういう再任の理由でよろしいでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 重大事態調査が入っているから再任させていただいたというような考え方ではないですけれども、今回、重大事態調査に関わっていただいている委員の方には、この後も引き続き委員として引き受けてよいというようなご了解をいただ

いているということで、結果的にこのまま第三者委員としても、調査委員としても務めていただき、重大事態調査には支障がないというような形になると思います。

以上です。

濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第5号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第5号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第6号 令和6年度教科用図書の採択における採択地区について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第6号『令和6年度教科用図書の採択における採択地区について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第6号『令和6年度教科用図書の採択における採択地区について』、本文については省略いたします。令和5年6月15日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第6号『令和6年度教科用図書の採択における採択地区について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づく、令和6年度教科用図書の採択における採択地区を設定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第6号『令和6年度教科用図書の採択における採択地区について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、資料1をご覧ください。

文部科学省初等中等教育局長より、平成24年9月に「教科書採択の改善について」の通知が出されております。この通知がいきっているものとしてご理解いただければと思います。

3ページになりますが、この通知の中で、採択地区の適正規模化という内容があり、「各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。」とされています。

また、5ページの資料2は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の抜粋を示しておりますが、この第12条において、採択地区についての規定がされております。

大磯町教育委員会では、過去、お隣の二宮町と合同で採択地区としてきた経緯がございます。

しかし、大磯町の子どもが使用する教科用図書については、大磯町単独で責任をもって採択するべきであるという当時の教育委員の意向を受けて、現在は大磯町単独で採択地区としております。

今までも、教育委員会の事務連絡調整会議等で採択地区の確認をしてまいりましたが、改めて教科書採択が行われる年度に合わせ、大磯町としての意向を的確に踏まえるためにも、採択地区は大磯町単独で設定することとしました。

補足説明につきましては、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第6号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第6号『令和6年度教科用図書の採択における採択地区について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【協議事項第1号 大磯町立学校に係る学校部活動の方針について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項第1号『大磯町立学校に係る学校部活動の方針について』、事務局より説明をお願いします。

デジタル教育推進担当主幹) 協議事項第1号『大磯町立学校に係る学校部活動の方針について』、概要を説明いたします。

部活動の在り方に関する様々な議論を踏まえ、平成30年スポーツ庁・文化庁により「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

大磯町教育委員会では、部活動の適切な運営に向けて、国のガイドライン等を参考に、部活動のあるべき姿を明確にするため、平成31年3月に「大磯町立学校に係る部活動等の方針」を策定しました。

この策定以降、学校の働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されたこと等を受けて、令和2年9月に、スポーツ庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が策定され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。

令和4年6月にスポーツ庁から、8月には文化庁から、全面的に改定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が令和4年12月に策定されました。これにより、神奈川県も部活動のガイドラインを改定しました。

こうした国や県の動きを受け、大磯町では、子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、地域全体で学校部活動を支えていく大磯ならではの「大磯式部活動」を実施するために「大磯町立学校に係る部活動等の方針」を改定することとしました。

項番1～4については、今までとほぼ変わらない内容でございますが、項番5の「多様な選択ができるスポーツ・文化芸術環境の整備」では、子どもたちに幅広い活動の選択ができるようにしていくことをより強調した内容となっております。

協議の中心としていただきたい内容は、主に項番6でございます。項番6「学校部活動の地域連携」の内容は、「1つの学校内だけにこだわらず、学校を超えて合同で活動できる機会を増やすこと」「スポーツ・文化芸術において、様々な選択ができる環境を整えていくこと」を強調しています。

この部活動方針が地域全体で学校部活動を支えていくことにつながる内容かどうか、現状の大磯町に適した内容かどうか、ご協議いただけると幸いです。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

曾田委員) 大きな枠で行きますと、問題ないと思います。この線でいいと思います。やっぱり、大きな枠の中でいろいろなことができるということが大事だと思いますので、それをあえて小さめにする必要はないと思いますので、この案でよろしいのかなと思います。

以上です。

濱谷委員) 今説明いただきましたけど、もう一度教えてもらいたいですけど、「大磯式部活動」と命名をしたと書かれております。このところをもう一度説明をしてください、分かりやすく。

デジタル教育推進担当主幹) まず、「大磯式部活動」というところを考えたときに、大磯ならではの課題と、大磯ならではの人材を生かした形というのはどういうものかというのを今、教職員のアンケートを2月に取ったところから、課題の整理をしているところでございます。

現状は、部活動にこのまま教員が携わってもいいという結果が、全体の教職員の中の25%ほどおりまして、これは他の自治体よりも若干多めの結果になっております。ですので、「大磯式部活動」の一つとして、学校の先生たちの熱意というか、モチベーションを大事にした方策、それが先生の指導に対する対応だとか、先生が部活をやりやすい状況だとか、そういった形が町独自というか、大磯らしい一つの形になるかなというふうに考えております。

あとは、大磯にある組織、高校や大学、あるいは既存にあるスポーツ団体等も有効に活用して、大磯ならではの環境整備というか、そういったところを今整理している段階でございます。

濱谷委員) 了解いたしました。ぜひ、大磯が持っている資産で「大磯式部活動」に取り組んでください。よろしくお願いいたします。

教育長) ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

国の方針が出て、全国いろいろなところを見るとですね、様々ございます。私もちょっといろいろなところに連絡を取ってお話を聞いているんですけども、何しろ「学校から部活動をなくすんだ」というような考えでやっている自治体もございますし、今担当のほうで申したように「学校で指導してくださっている先生方の意向を大事にしたい」という自治体ももちろん存じています。

ただ、神奈川県の中では、あまり進んでやっているところは非常に少なく、これからというところなんですけど、モデルケースとして「大磯式」ということになるのかなという状況でありますので、今後とも十分な情報を収集しながら、いろいろな関係者との連携を取っていきたく。

要は、子どもたちの部活動のために我々が何をできるかという、そこしかありませんので、ご理解いただければありがたいと、よろしくお願いいたします。

それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めさせていただきたいと思っております。

### 【報告事項第1号 令和5年第2回(6月)大磯町議会定例会について】

教育長) 次に、報告事項第1号『令和5年第2回(6月)大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号『令和5年第2回(6月)大磯町議会定例会について』、概要をご報告いたします。

会期は、5月23日から6月2日まで11日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

それでは、資料の1ページをお開きください。1ページが提出議案の一覧です。件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

議案の審議概要について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。

議案第30号「令和5年度大磯町一般会計補正予算(第3号)」の議案書でございます。

3ページから4ページまでが説明資料で、件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

こちらは、令和5年5月の教育委員会第2回定例会において、報告事項第1号として、

「大磯町教育委員会教育長事務委任規則」の規定に基づき、事務を臨時に代理したことから、ご報告をさせていただいた案件でございます。

まず、歳入は3ページのNo.4の学校教育課、教育費委託金でかながわ学びづくり推進地域研究委託金活用事業に係る県委託金の増でございます。

次に、歳出は4ページのNo.7の学校教育課、事務局運営事務事業で、小学校開校150周年記念事業実施に対する補助金の増、No.8の学校教育課、教育研究所維持管理・運営事業で、かながわ学びづくり推進地域研究委託金活用事業に係る講師等謝金及び消耗品費の増、No.9の生涯学習課、生涯学習館維持管理事業で、生涯学習館駐車場内路面下空洞調査に伴う委託料の増、No.10の生涯学習課、文化財保護事業で、埋蔵文化財試掘調査に伴う委託料の増、に係る予算を計上するものでございます。

教育委員会関係では、二宮加寿子議員から3問、鈴木たまよ議員から6問、奥津勝子議員から3問、渡辺順子議員から4問、鈴木京子議員から2問の質疑ののち討論、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

5ページをご覧ください。

6月1日に議員全員協議会が開催された際の会議次第、資料でございます。

町側から町長、副町長、政策総務部長、参事（政策担当兼子育て支援対策本部担当）、総務課長が、教育委員会からは教育長、学校教育課長、コミュニティ・スクール推進担当主幹、私、教育部長が出席しました。新聞報道の内容を中心に出席議員からの質疑に応じました。

次に、5月30日、31日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。

6ページから9ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。3人の議員から質問がございました。

6ページをご覧ください。鈴木たまよ議員から、「今後の農業施策について」の「町内の児童・生徒への農業・漁業体験について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、教育委員会に係る再質問はございませんでした。

次の議員は、二宮加寿子議員で、「学校施設の安全で快適なトイレについて」、「不登校の生徒の高校進学を支援するための多様な学びの場の支援について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、小中学校4校のトイレの洋式化率、トイレ整備の進め方、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談件数、不登校の改善事例、教育研究所の不登校児童・生徒の保護者のためのサロン事業ふらっと、今後の子育て支援の方向性についてなどの再質問がございました。

7ページをご覧ください。

次の議員は、鈴木京子議員で、「チャットGPTの認識について問う」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、教育現場におけるモラル等の指導体制についてなどの再質問がございました。

次に、10ページをご覧ください。陳情第3号「町立子ども園開園についての陳情」でございます。こちらは、令和5年3月29日に陳情を受理したことに伴い、5月9日に開催された議会運営委員会において、陳情取扱いの審査が行われ、机上配付と決しました。

11ページをご覧ください。陳情第4号「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」でございます。こちらは、令和5年5月12日に陳情を受理したことに伴い、5月19日に開催された議会運営委員会において、陳情取扱いの審査が行われ、机上配付と決しました。

令和5年第2回（6月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。

なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださるよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願

いします。

<質疑応答>

曾田委員) 小学校の開校 150 周年記念事業、把握されているところはどんなところか、ちょっと簡単に教えていただけますか。

教育部長) お答えします。まずは大磯小学校ですが、学校の 150 周年記念事業の実行委員会ができておまして、学校音楽祭を中心に行う予定でございます。その中に地域の、今これから募集するように聞いておりますけれども、地域の太鼓とか、そういう地域の方にも参加していただくような内容を聞いております。その他いろいろ広報誌・機関誌であるとか、ドローンによる撮影だとか、そういった数々の事業が入っているというふうに聞いてございます。

国府小学校についても、やはり校内音楽会を中心に事業が行われる予定でございます、その他に学校の校旗であるとか記念誌であるとか、そういったものを作成したりするような対応になってございます。

曾田委員) ありがとうございます。

せんだって小学校のほうで太鼓をたたく会にちょっと出ましたら、こうやって既に実行されている部分があるんだというのを特に感じたんですけども、そうやって根が育っているという感じがして、大変よかったですと思います。ありがとうございます。

教育長) 今の太鼓の件は、また別のタイムカプセル実行委員会の関係でした。

濱谷委員) 実行委員の方に聞くのが一番いいんですけどね。タイムカプセルはもうやらないのでしょうか。100年でやった。150年ではそういう話は出てきていないのでしょうか。

教育部長) タイムカプセル事業については、継続するというのではなく、私が聞いているのは、郵便局のほうに 10 年後の自分に手紙を出すという事業があるということで、そちらに大磯小学校だけですが、全学年で参加するという事は聞いております。

濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) よろしいですか。ありがとうございます。

タイムカプセルのほうは、大磯小学校は個人の品物の返却を継続してやっていただいているということで、国府小学校のほうは、学校の 150 周年の日に、11 月 3 日にタイムカプセルのほうをやるということになっております。よろしくお願ひします。

濱谷委員) 今の議会の報告の中で、2 ページのところ、議員全員協議会の説明を頂戴いたしました。この議案は、議事録はホームページに全文が出るんですか。ちょっと教えてください。

教育部長) 通常であれば、議員全員協議会は事務局のほうで概要を載せるというふうに聞いておりますが、たしか私の記憶では、議員全員協議会のときに出席した議員さん側から詳細に載せてほしいという提案があって、その方向性で行くというふうに認識はしております。

以上です。

濱谷委員) この議員全員協議会というのは、何か開かなければならないテーマがあったときに開く、あるいは定例的に開いているんだらうか、ちょっと私、勉強不足なので教えてください。

教育部長) 基本的には定例のものというふうに認識しておりますが、臨時で開くこともできるというふうに理解しております。

濱谷委員) 分かる範囲で結構でございます。このいじめ対応について、議員全員協議会での内容について、分かる範囲、あるいはお答えできる範囲の中で、どんなやり取りがあったのか教えていただければありがたいと思います。

教育部長) 私の記憶では、新聞報道された内容について質疑が行われたのと、そもそもの法律の理解とか解釈、その辺について質疑がされたというふうに記憶しております。

濱谷委員) 分かりました。



教育長) よろしいでしょうか。

### 【報告事項第2号 大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について】

教育長) 次に、報告事項第2号『大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第2号『大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について』、資料に基づき、ご説明します。

基本構想については、策定期限の10月まで、毎月の教育委員会定例会において、報告させていただくこととなっております。

これまで、4月の定例会においては、基本構想の策定にあたり、策定の目的や今後の検討スケジュール等を、また5月の定例会においては、コミュニティ・スクールや会議等で周知した内容、意見交換について、報告いたしました。

資料をご覧ください。令和5年5月18日から6月14日までの約1カ月の状況につきまして、まとめたものになります。

表紙をおめくりいただき、1ページが目次になります。2ページから28ページまでが、15件の打合せ等の議事録になります。

前回同様に、本来であれば、発言者を含め内容の確認をいただき公表していくところですが、タイトスケジュールの中でも経過をオープン情報にしていきたいため、事務局の速記録として作成させていただいております。そのため、出席者名は記載いたしますが、一部の発言者を除き、所属部署名での記載としています。ご了承ください。

29ページから42ページまでが説明に用いた資料になります。

この間の主な動きとしては、施設の在り方において整理しなければならない課題を把握するため、全ての部署に対し調査を行い、その結果、学校の改築・改修を行う際には考慮する内容がある部署とヒアリングを行いました。全部で12の課と行いましたが、そのうち、9つの課のヒアリング結果を議事録としてまとめております。

具体的には、国府中学校の下水道接続工事を来年以降に行い、供用開始する必要があること。小学校の学童の希望者増加に伴い、所管課が整備を行う際は、調整を図ること。国府小学校の改修の際は土地の再測量を行う必要性があること。また、改築の必要性が高い大磯中学校1号館の整備にあたっては、2号館や3号館、体育館の老朽化に伴う改修や中学校給食施設の新設も検討する必要がありますが、その間、施設を使用しているスポーツ団体等への周知や、指定避難所の関係もあるため、地区への説明が必要であること。改修にあたっては、発電設備だけでなく蓄電設備を整えることが望ましいこと、環境に配慮した建物となること。その他、学校が使用しない時間帯は、広く町民の方が利用できる施設となるよう整備していくことについて複数の課と意見交換を行いました。

町の公共建築物の延床面積の約半数を小中学校4校が占めており、地域の方にとっては身近な施設でありますので、他の公共施設の老朽化も進んでいる中で、学校のスペースがそうした公共施設の代替的な利用につながれば、ゆくゆくは他の施設を廃止し、町が掲げる延床面積15%削減にもつながるのではないかと考えております。

今回の報告には含めておりませんが、総務課・財政課・政策課と6月9日金曜日に個別にヒアリングを行いました。こちらの3課とは、このあと6月28日水曜日に、基本構想策定を委託している事業者も入りまして、合同で打合せを行う予定であります。その際は、実際にどのように改築や改修スケジュールを組んでいくのか、またその手法などについて検討を行う予定であり、次回の教育委員会定例会において、6月9日の分も合わせてご報告させていただきます。

以上が庁内における動きになりますが、庁外としては、議事録の26ページにあります。

大磯町民生委員児童委員協議会に伺い、基本構想策定の周知を図りました。

今後、6月21日には大磯町区長連絡協議会に、6月27日には中郡医師会大磯班会に伺い、周知を図ってまいります。

なお、明日の6月16日には大磯町社会教育委員会議がございしますが、こちらは所管の生涯学習課において周知を図っていただく予定であります。

その他、関係する団体や会議体への周知や説明については、今回のヒアリングの中で、所管する課で対応いただく調整をさせていただきました。

リアルタイムな情報をお伝えしたいため、本日の定例会資料も事前配布ができず、当日配布となり申し訳ございませんでした。

次の進捗報告の際には、6月9日金曜日に回答を締め切りました教職員へのアンケートの結果を含め、事前送付に努めさせていただきます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

濱谷委員) 分かりました。ヒアリングの内容。よく理解できました。

教育長) よろしいでしょうか。これから相当大きな事業に、ハードの関係ではこれが全てですので、教育委員の皆様にも縷々説明しながら進めるということでご理解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

### 【報告事項第3号 OISO BOOK MARCHE in 大磯町立図書館の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号『OISO BOOK MARCHE in 大磯町立図書館の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第3号『OISO BOOK MARCHE in 大磯町立図書館の開催結果について』、報告いたします。

裏面をごらんください。

OISO BOOK MARCHE は本の魅力に触れ、自分たちの物語を紡ぎながら街を歩く2日間のイベントで、図書館においても、開催テーマ「扉」に合わせた行事を開催し、図書館により親しみを感じ来館へのきっかけを作ることにより、生涯学習活動の一助とするために実施いたしました。

5月13日土曜日、14日日曜日は2日間ともに、雨模様で人出が心配されましたが、図書館は大磯駅近くのクラフトショップ「つきやま」と国道1号沿いの「旧出口書店」の両会場を結ぶ地点にありましたので、人の流れができて思いのほか盛況でした。

古本市は、図書館外の回廊の屋根部分を利用してブックトラックに古本のほか、雑誌の付録や図書館オリジナルのしおりを載せて配布しました。雑誌としおりは用意した分はすべて配布しました。古本は文庫本を中心に約500冊用意して両日で約300冊手渡すことができました。

そのほかは、記載のとおりとなります。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 今の館長の報告のとおり、ちょっと天候がぱっとしないようだったんですが、人はよく出ていたので、特に旧出口書店のところはコーナーが幾つもできて、いろいろな本を売る、ちょっと大磯では今までないなという、すごくいい取組だったなというふうに思いまし

た。天気がよければ、もっと町なかを歩きながらというふうになっていたんじゃないかと思  
いますけれど、相当な方がご来場いただいたというか、来ていただいて楽しんでいただいて、  
ありがとうございました。

教育長) よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第4号 大磯町郷土資料館の臨時開館について】

教育長) 次に、報告事項第4号『大磯町郷土資料館の臨時開館について』、事務局より報告  
をお願いします。

生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長) 報告事項第4号『大磯町郷土資料館の臨時開  
館について』、説明をいたします。

資料1ページをご覧ください。本件は、大磯町郷土資料館条例第5条第2項の規定に基づ  
き、臨時に一般公開しない日を、一般公開日に変更することを報告するものです。

一般公開日に変更する日は、令和5年7月1日と令和5年10月1日で、本館である大磯町  
郷土資料館と別館である旧吉田茂邸の両方を臨時に開館いたします。

臨時開館の理由としましては、館内整理日である7月1日、10月1日は土曜日、日曜日  
であるため、土日の開館日を増やし、施設の利用促進を目的に開館するものです。

2ページは大磯町郷土資料館本館並びに別館の利用案内で、3ページは大磯町郷土資料館  
条例の該当箇所の抜粋です。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご質問等があればお願いします。  
<質疑応答> なし

濱谷委員) 土日の開館には大賛成です。

教育長) よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第5号 大磯町郷土資料館本館の臨時休館について】

教育長) 次に、報告事項第5号『大磯町郷土資料館本館の臨時休館について』、事務局より  
報告をお願いします。

生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長) 報告事項第5号『大磯町郷土資料館本館の臨  
時休館について』、説明をいたします。

資料1ページをご覧ください。本件は、大磯町郷土資料館条例第5条第2項の規定に基づ  
き、臨時に一般公開日を一般公開しない日に変更することを報告するものです。

臨時休館の理由としましては、大磯町郷土資料館本館の収蔵資料等の殺虫・殺卵・殺菌を  
目的とした燻蒸作業の実施のため、令和5年7月4日から7月9日を臨時に一般公開しない  
日に変更するとしております。

2ページをご覧ください。燻蒸作業の概要について説明いたします。

「1. 目的」ですが、収蔵資料を良好な状態で保存するため、燻蒸を実施します。

「2. 燻蒸物件」としては、郷土資料館本館1階の企画展示室、第1収蔵庫、地下1階、  
2階の第2収蔵庫／特別収蔵庫、第3収蔵庫の収蔵資料で、合計2,043立米が対象です。

「3. 業務委託」につきましては、入札において業務委託先を決定いたします。契約期間  
は契約締結の日から、令和5年9月29日までですが、燻蒸作業は令和5年7月3日から7月  
9日までの間に行うこととしています。契約期間が9月までとなっておりますのは、燻蒸の  
効果判定に公益財団法人文化財虫害研究所の効果判定書の提出を求めており、発行までに時  
間を要するためです。

「4. 燻蒸方法」は、ガス注入による密閉燻蒸法により行います。

「5. 作業工程(予定)」については、7月3日から7月9日までを記しております。7

月3日は月曜日で休館日ですので、臨時休館につきましては、7月4日から9日までが対象となります。

「6. 使用薬剤」は第1収蔵庫のみブンガノンで、その他の部屋はエキヒュームSを指定しています。

「7. その他」で、燻蒸に使用する薬剤に対しての安全確保のため、郷土資料館敷地全域を、立入禁止区域といたします。

燻蒸作業の概要は以上です。4ページは大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>

曾田委員) 今簡単に聞いておりましたが、燻蒸というのは大体どのくらいもつんですかね。

生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長) 今回は無臭気の薬剤を使って行っております。

ブンガノンとエキヒュームSというものなんですけど、ブンガノンはよくテレビ等で紹介されています、バルサンのようなものでして、気化しまして、小さな粒子を資料に載せて燻蒸効果をしばらくもたせるといものなんですけど、概ね1か月くらいが目安といわれています。

エキヒュームSのほうは、完全にガスでして、狭いところでもどンドン気化したものが入っていきます。実は効果としては一時的なんですけど、資料に悪影響を及ぼす虫とか虫の卵、カビを完全に殺すというもので、一度にまとめて資料に影響を与えるものを一切殺してしまう目的で行っています。効果として一時的なんですけど、その後、良好な環境を維持できれば、資料の保全に役立ちます。薬剤によって効果というのは若干違いますが、そういったことで燻蒸を行っております。

曾田委員) 分かりました。ありがとうございました。

いつも気軽に聞いていましたんですけど、何かもう一回よく聞いてみないと大変だなと思ったものですから。すみませんでした。

濱谷委員) 郷土資料館の敷地全域を立入禁止区域とするということですが、どういう方法で禁止区域を区別するんですか。

生涯学習課長) トラロープで囲みまして、進入禁止を示します。

濱谷委員) 分かりました。

教育長) 毎回、燻蒸のときは危険が伴うということで、立入禁止ということで休館にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

## 【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

濱谷委員) 質問させてください。6月の、おとといでしたか、読売新聞で「大磯いじめ 国に要望書」サブタイトルに「被害児保護者 持続的支援を求める」という記事が掲載されました。

私も大磯のいじめは教育委員の一人としてよく知っているわけですが、この記事の見出しを見たときに、「何がまた起きたのかな」というのが、率直な気持ちでございました。

記事の内容を読んでいきますと、まず私自身がお聞きしたいのは、なぜ国に要望書を提出するに至ったのか。そして、要望書の提出には、県議会文教常任委員会の県の議員が同行されている。そして、町議会の正副議長らが同行したという、こういうふうに書かれております。正副議長ということですので、議会でこのことを知っていたのかどうなのか、こういうことをお聞きしたいなど。そして、不随的に、この要望書の中に書かれているということは、

当然、子どもたちの安全・安心を担保するためには大変重要な要望の内容だと私も理解いたします。これは町に対してもこういう要望書が出されているのかどうなのか、この辺のところを分かる範囲の中でお答えいただければありがたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

教育部長) 今4点ほど質問を受けましたけど、残念ながら1つ目も、2つ目も、3つ目も、我々は詳細のほうを存じてはいません。

最後の4点目ですが、町のほうへの提出ということも、そういった事実もございません。以上です。

濱谷委員) 町も、教育委員会のほうも知らずに、こういうことが行われているという。なぜそういう事態になっているか。ここが大変、教育委員の一人として疑問に思うところがございます。もし、考えというか、何かその辺のヒントがあれば教えていただければありがたいなというふうに思っています。

教育部長) 推測ということは、ちょっとこの場では差し控えたいと思うのですが、今後ある意味、調査委員会を進めていく中で、そういった部分についても我々が理解できる部分もあるのかなというふうに思いますので、そういった部分も含めて、今後、教育委員会のほうと調査委員会の情報を含めて共有させていただきたいなというふうには思います。

濱谷委員) 部長とのやり取りになってしまって申し訳ないのですが、今回は大磯町いじめの問題対策の調査委員会の委員の職が、今承認をされたわけであります。

まさに、これはまず一つ目、教育長に聞いたほうがよろしいですかね。この事案の調査委員は、この中の先生の名前、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 今、濱谷職務代理より出ている事案の調査委員については、先ほどの議案第5号の調査委員の名簿の中からで言いますと、弁護士の古谷泰宏委員、教育に関して学識経験を有するものということで古屋茂委員。そして最後に、これは5月頭に被害児童の保護者と私どもが面会した際に、町のいじめ防止基本方針上、教育委員会が主体で調査する場合はこの調査員から委員を出すということで、まずご理解をいただいた上で、ぜひ精神科医を入れていただきたいということがご要望としてありましたので、一番下の教育委員会が必要と認める者として、委員として、猪股誠司精神科医ですね、この3名の方を委員として派遣するということになりました。

それ以外の区長会の代表や民生委員の代表、人権擁護委員の代表、町立小・中学校 PTA の代表に関しては、保護者様のほうからは何らかの関係性が考えられる可能性もあるから、この辺の委員は調査委員としては任命しなくてよいというようなお申し出を受けたというような理解で、以上の3名で私どもは進めているところでございます。

以上です。

濱谷委員) 分かりました。

教育委員会主体調査として、いわゆるこの3人の先生が派遣されると、こういう理解でよろしいわけですね。

その中で、我々教育委員会が調査委員の先生たちに何かを申し述べるということはあるのか、ないのか。何かあるんですか、そういう申し立てる機会というのがあるんですか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) この重大事態調査というのは、あくまでも当該いじめの事実確認ということです。我々は当然、保護者から今回の重大事態のお申し出というか確認というところは、以前から学校のほうを通じていじめがあるというところで認知をし、対応してきたと思っております。その辺の対応の在り方、保護者の期待に応えられていたのかどうなのかとか、そういうあたりも含めて調査だと思っておりますので。その事実確認をする上で教育委員会事務局、私も含めた指導主事だとか、対応した者、あるいは学校の教員等も事実確認が必要であれば聞き取りをさせていただくと。ただ、それはあくまで事実を明

確にする調査ですので、そのときどういう思いでいるとか、憶測でとか、そのときこういうふうに思ったとかというあたりは、恐らく事実確認の中では、思いとしては出すかもしれないですけども、あくまで事実がどうだったのか、どんないじめがあったのか、どういう対応をしたのかという事実を明確にすると。

そこで必要であれば聞き取りがあるというところ。我々の考えというか、意見を述べるというような場にはならないのかなというふうには思っています。調査の中で、必要に応じてお話をさせていただくというところになるかと思います。

濱谷委員) 分かりました。少し突っ込んだ形で聞かせていただきたいんですけども、この事案は、当然、学校現場の中で保護者から相談があった、対応していた。当然、教育委員会のほうにもその報告があった。そしてあるときには、教育委員会も一緒になって対応してきたという認識でよろしいですかね。僕の認識で。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) はい、濱谷職務代理の認識で間違いありません。以上です。

濱谷委員) そういう認識の中で、いわゆる対応が適切だったのかどうなのか、こういうことを第三者委員会の先生のほうに申し述べるということのはでき得るんですかね。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 適切だったかどうかというのは、我々が判断できるものではないと思います。あくまで、そのときの事案の対応として我々がこういう対応をした、それなりに精いっぱいやらせていただいたとは思っておりますけれども、それを踏まえて第三者委員会の方がどういうふうにまとめるのかというのは、委員の方々になるし、今回場合によっては、あくまで事実確認を明確にするというところと、あとは検証するというのとは、また別に出てくる可能性はあるかと思えます。

普段は、調査の中での委員さんのほうからの指摘事項というような形でお話は伺っておりますけれども、保護者の方ともきちんと私たちは寄り添いながら調査をしていきたいと思っておりますので、保護者の方がまた別途調査委員ではなくてとか、第三者の方でというような話は、またこの調査とは別に検証するということを望まれるのであれば、大体、他市町村とも実施議案の調査をした後に、またそれを検証するような委員も設けられているパターンもございますので、これについては、保護者の方と十分話をし、調査結果も示しながら丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

濱谷委員) そういう形で対応してきた保護者との対応、学校が保護者との対応した内容の文書、あるいは教育委員会が現場とのやり取りをしたところの文書、あるいはいじめ被害の保護者と教育委員会が対応した文書等々が当然僕は存在しているものだと思いますけれども、それをまとめて委員会のほうに出すということはあるのでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 今我々のほうで残っている記録、学校のほうでまとまっている記録、その辺を全部洗い出ししていただいておりますので、その辺はひとつとおり資料として、写し等が必要であれば、全部この3名の調査員にお示しし、それをもとに事実確認をしていくと。

ただ、当然、被害児童保護者側も時系列等で記録を取っているというふうに認識しておりますので、その保護者さんからも記録の提供をいただけるということになっておりますので、その辺の関係の記録を全て揃えられるものについては、集めた上で事実確認をしていくというようなことになると思います。

以上です。

濱谷委員) ありがとうございます。

僕がものすごく懸念いたしますのは、今対応が適切だったかどうか、これを今調べている、その検証というのはまた後の問題ということ、そして、同時に、やはり子どもの気持ちを一

番大事にしなければならない。これがここまでこじれてきてしまっているというところに、ものすごく僕は、子どもの立場に立つと、かわいそうだなというのが一番に思うわけです。

このところを大人たちがこのいじめの指導の中で、何が足らなくてここまでできてしまったのかという、やっぱり僕は調査が終わった段階で、しっかりと検証していかなければならないのかなというふうに思っているわけです。当然、学校が時系列でこの事案をもう一度、多分検証されているんだろうと思います。

校長も交代をしている、PTA の会長も交代している。そのときのやり取りが一体どんなものだったのか。この辺りも第三者委員会の中で調査されているんだと思いますけれども、そんなところも何か足らなかったものがあつたのかなというような気もしているわけでありませう。

調査がこれから始まるわけでありませう。どうぞ子どもの気持ちをまず第一にして、この問題を解決していこうという気持ちでいっぱいでございます。最後は私の気持ちを述べさせていただきます。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

今の件については、議員全員協議会で、どういうふうになっているんだというような話がありました。新聞報道、新聞社によって様々な書き方が多分あるんじゃないかというようなこともあるんですけど、新聞報道については私がとやかく言う立場じゃないので、そういう方はそういうふうな考えがあつて書いたというふうに思いますが、私としては、学校ももちろんですけど、教育委員会もその都度その都度、特に被害の子ども、保護者に寄り添つた形で対応してきている。その都度、私も報告を聞いておりますので、詳細について把握しているわけですけど、途中で転校という、そういうときになった時に普通ですと町外への転校って簡単なことではないですけども、保護者がそういう申し出があつたんで、何とかそれをうまくできるようにしてやろうという十分な配慮をしてほしいということで担当にもお願いしましたし、関係の自治体にもお願いをして、保護者の申し出が何とか叶うようにしたつもりでございました。

それは、いじめで子どもが学校へ行けないということはもちろんあつたんですけども、それに対しては学校は十分な努力をして、それを解決したいということで、特に保護者の方々もみんな協力して学校内の見守りですとか、または先生方も校外へ出たの登下校の見守りですとか、様々なご対応をやってくださつておりました。

ただ、私はここで申し上げたいことはたくさんあるんですけど、調査委員会が開かれておりますので、余計なことは申し上げられないので、ご理解いただきたい。私としては、こういうことになってとても残念だと申し上げたら、謝らないのかと怒られてしまったんですけど、私は悪いというふうに捉えているわけではなくて、十分に気持ちが伝わらなかったのが残念だというふうに申し上げているのが事実でございます。

今後、調査委員会でもまとめができた後にどのように対応をする必要があるか、十分伺つてやっていきたいつもりでありますし、この件に限らず、いじめの件数が非常に多いことが事実です。逆に言うと、それだけ先生方は本当に細かいところまで把握している。

例えば、本当に言うときりがないんですけど、掃除をしている子どもがいて、掃除をしていない子どもがいる。掃除している子どもが何でやらないんだと注意していた、そしたら、掃除をしていない子どもは家へ帰つて、怖いからもう行かない、登校できない。それで、その保護者が注意をした子どもに謝罪文を書かせろ、反省させろということで訴えられて、それで結局はずっと不登校が長期にわたつて、重大事態にせざるを得ない。それで、スクールロイヤーの見解も、法的には、今のいじめ法でいけば、要するに対応が十分できていないという中で重大事態にして、そして注意をした子どもにもっと指導しなきゃいけないみたいなこ

とを言わざるを得ない。

私たちが子どものときはそうだったのかなということをいつも絡めているんですけど、今の時代に適した対応をしなきゃいけないことは事実でございますので、それを承知してやっていくと。いじめということに対して、みんなで叡智を集めて対応していきたいと思っていますので、詳細についてご報告ができるときはまたお話いたしますので、ぜひご理解いただきたい。よろしくお願いします。

濱谷委員) 教育長のほうから、議員全員協議会での話を聞きました。とにかく、教育委員会は町内の中学校2校、小学校2校、幼稚園・保育園等々、とにかく子どもたちが安全・安心で教室の中で勉強できる。そして同時に、登校して、放課後グラウンドで、楽しく仲間たちとわいわいがやがやする。まさに教育大綱に書かれている、大磯の教育が「わくわく」する、こういう教育を目指しているんだというふうにならうたっているわけでありまして。

だからこそ、教育委員会が一致をして、教室という狭い空間の中でも安全・安心、広い学校の校内の中での安全・安心、そして、放課後楽しくわいわいがやがや、仲間たちと道草をくいながら、くねくね寄り道をしながら帰っていく。そこに大磯の子どもたちが成長していく。こんな教育が、大磯が目指していく教育だと私は認識しております。指導主事の先生も大変でしょうけども、一つ現場の先生たちの声をしっかりと聞いていきながら、いじめだけではなくて、部活動の在り方ですとか、微力ながら教育委員会ができることを一生懸命考えて、大磯の子どもたちの健やかな成長を望みながら邁進をしていただきたいなというふうに思っています。

あと分かりましたらお話を教えてください。

以上でございます。

教育長) ありがとうございます。肝に命じて仕事をさせていただきたいと思っております。

何しろ、今、子どもたちが気持ちよく過ごせる学校、そういう町をつくっていくのが私たちの仕事でございますので、そういう点で、こういうことがあると、あの新聞報道を見て、知らない人は、「何だ大磯町教育委員会は、何をやっているんだ」と連絡が入る。そういうことはなくやっているつもりなんですけど、特に被害の子ども・保護者が要望されているとか、考えていることに寄り添ってきたつもりでいたのは私ばかりだったかもしれないんですけど、とてもそれは残念なことですけども、ぜひ今後ともこういうことのないようにしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、7月20日木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

午後は、国府保育園を訪問いたします。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和5年度大磯町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

(閉会)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和5年7月20日

教 育 長                    熊 澤 久

---

教育長職務代理者                    濱 谷 海 八

---

委                    員                    末 續 慎 吾

---

委                    員                    トーリー 二 葉

---

委                    員                    曾 田 成 則

---